

令和7年1月31日

お知らせ

担当課	監理課
担当者	難波、菊池
内線	4133、4137
直通	226-7463

建設業法による営業停止処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（営業停止）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	やしまでんきこうぎょう 八州電気工業株式会社	代表者氏名	ひらお はじめ 平尾 初
主たる営業所の所在地	岡山市北区東古松5-6-24		
許可番号	岡山県知事許可（般-6）第20316号		
許可を受けている建設業の種類	電気工事業、管工事業、電気通信工事業、消防施設工事業		

2 処分をした日

令和7年1月31日

3 処分の内容

建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）の規定による営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

全国の区域内における管工事業に関する営業

(注) 「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

(2) 期間

令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間

4 処分の原因となった事実

八州電気工業（株）は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。